

も く じ

摂津市在宅高齢者福祉サービス介護度別一覧表	1
-----------------------------	---

1. 介護予防・日常生活総合支援事業(総合事業)

ホームヘルプ(介護予防訪問介護相当)	2
訪問型サービスA	3
元気はつらつおでかけサポート(訪問型サービスD)	3
デイサービス(介護予防通所介護相当)	4
元気リハビリ教室(短期集中リハビリテーション)	4
介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業	5

2. ひとり暮らし・介護(支援)を必要とする方のために

高齢者移送サービス	6
訪問理美容サービス	7
配食サービス	8
日常生活支援ショートステイ(老人ホームへの短期入所)	9
ナイトケア(老人ホームでの夜間介護)	9
家族介護用品の給付(紙おむつ等)	10, 11
日常生活用具の給付等(介護保険の対象外品目)	12
ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の登録	13
ライフサポーター事業	13
救急医療情報キット・救急医療情報シート(携帯版)の配布	13
北大阪消防指令システム	13
愛の一声訪問	14
緊急通報装置の貸与	14
ふれあい収集	15
所得税の障害・特別障害者控除	16
所得税の医療費控除	16
摂津市老人介護者(家族)の会	16
認知症カフェ	17

3.生きがいづくりと健康づくりのために

シルバー人材センター	18
老人クラブ	18
市立身体障害者・老人福祉センター（ふれあいの里内）	19
老人福祉センターせつつ桜苑	19
摂津市いきいきカレッジ（老人大学）	20
いきいき通所事業	20
健康づくり・介護予防DVDの貸し出し及び配布	21
はつらつ元気でまっせ講座	21
ふれあい入浴（無料）	22
高齢者交流入浴（無料）	22
つと場	23
街かどデイハウス	23
カフェ型つと場	24, 25
たちより体操タイム	25
高齢者向けスマートフォン講座	26
せつつ医療・介護つながりネット	26
はり・きゅう・マッサージ施術費助成	27

4.敬老の行事

長寿訪問祝品贈呈事業	28
老人福祉大会	28
金婚・おしどり夫妻に祝品を贈呈します	28

5.安心できる住まい、安心できる生活

摂津市地域包括支援センター	29
75歳到達者訪問	30
認知症サポーター養成講座	30
高齢者世帯民間賃貸住宅の家賃助成	31
在日外国人高齢者福祉金	31
認知症高齢者等ひとり歩きSOSネットワーク	32
認知症高齢者等ひとり歩き見守り支援シール	33
認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練	33
成年後見制度	34
日常生活自立支援事業	34

6.民間サービス

買い物支援サービス	36
支え合いの活動	37, 38
摂津市ボランティアセンター	39
介護タクシー	39

摂津市在宅高齢者福祉サービス介護度別一覧表

(※対象要件等については必ず掲載ページでご確認ください)

(※制度内容については、年度途中であっても変更となる場合があります。)

福祉サービス	掲載ページ	介護区分								世帯状況			所得状況
		自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	一人暮らし	高齢者のみ	同居その他	世帯所得基準
高齢者移送サービス	P.6		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
訪問理美容サービス	P.7						●	●	●	●	●	●	
配食サービス	P.8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	
手渡しでのお渡しが可能の方													
日常生活支援ショートステイ (老人ホームへの短期入所)	P.9				●	●	●	●	●	●	●	●	
ナイトケア (老人ホームでの夜間介護)	P.9				●	●	●	●	●	●	●	●	
家族介護用品の給付 (紙おむつ券)	P.10		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	有
非課税世帯 ※ただし排泄に介助を要する者に限る													
日常生活用具の給付等 (介護保険の対象外品目)	P.12	主に介護支援専門員の判断による								●	●		有
ひとり暮らし登録	P.13	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
高齢者のみ世帯の登録	P.13	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
※ただし、介護保険サービス等のサービス未利用者に限る													
ライフサポーター事業	P.13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
※ただし、「ひとり暮らし登録」「高齢者のみ世帯の登録」をされた方に限る													
愛の一声訪問	P.14	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
※ただし、介護保険サービス等のサービス未利用者に限る													
緊急通報装置の貸与	P.14	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	有
おおむね65歳以上のひとり暮らしの方 (昼間独居も含む)または 65歳以上のみで構成されている世帯の方													
ふれあい収集	P.15	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
市役所環境業務課にて書類審査及び 面談を経て可否決定													
高齢者世帯民間賃貸住宅の 家賃助成	P.31	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		有
市内に生活実態がある65歳以上のひとり暮らし世帯、 又は65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで 構成されている世帯													

1.介護予防・日常生活総合支援事業(総合事業)

総合事業では、住み慣れた地域で、できる限り健康で自立した生活を送れるよう、多様な生活支援サービスを総合的に提供しています。

具体的には、要支援認定者や基本チェックリストによる基準該当者が対象の「介護予防・生活支援サービス事業」と、65 歳以上のすべての人が対象となる「一般介護予防事業」を実施しています。

※介護予防・生活支援サービス事業は事前にケアマネジャーのプラン作成が必要です。

「介護予防・生活支援サービス事業」

◎訪問型サービス

ホームヘルプ(介護予防訪問介護相当)

市役所 高齢介護課

制度内容	身体介護や生活支援など、介護予防訪問介護と同様の日常生活の支援サービスです。
対象者	・要支援 1・要支援 2 ・基本チェックリストでの基準該当者
費用 (1ヶ月の目安)	・1,229 円 (週 1 回程度の利用) ・2,457 円 (週 2 回程度の利用)

※介護報酬改定により、目安の金額は変更となる可能性があります。

訪問型サービス A

市役所 高齢介護課

制度内容	訪問生活支援員等による生活支援のサービスです。実施する事業者により、それぞれ①、②のサービス内容となります。 ① サービス準備等、掃除、洗濯、衣類の整理、被服の補修、日用品の買い物、薬の受け取り、買い物の同行などの支援をします。 ② ①のサービスと、調理やベッドメイクも含めた生活援助をします。
対象者	・要支援 1・要支援 2 ・基本チェックリストでの基準該当者
利用日時 ・回数	・要支援 1 または基本チェックリストでの基準該当者:週 2 回以内 ・要支援 2:週 3 回以内
費用	① 186 円×利用時間 ※一定以上の所得の方は 2 割負担の方 372 円×利用時間 3 割負担の方 558 円×利用時間 ② 220 円×利用時間 ※一定以上の所得の方は 2 割負担の方 440 円×利用時間 3 割負担の方 660 円×利用時間

元気はつらつおでかけサポート （訪問型サービス D）

市役所 高齢介護課

制度内容	下記の目的での定期的な外出の際に、住民団体のボランティアドライバーが車両による外出の支援を行います。 ① 介護予防の活動への参加 ② 市内の医療機関・歯科医療機関・薬局等への通院 ③ 市内での買い物
対象者	・要支援 1・要支援 2 ・基本チェックリストでの基準該当者 ・上記のいずれかに該当し利用していた人が要介護となり、継続的に利用する場合。
実施団体 ・連絡先	摂津市人材サポート・ビューロー「おでかけネットそら」 （電話:06-6155-8976）【平日午前 9 時～午後 3 時】
費用	実施団体の定めによります。 ○摂津市人材サポート・ビューロー 片道 300 円（ドライバーの調整を行うための手数料として）
その他	・利用にあたっては、介護支援専門員が作成するケアプランが必要です。 ・ドライバーは住民ボランティアとなります。あらかじめご了承ください。

◎通所型サービス

デイサービス(介護予防通所介護相当)

市役所 高齢介護課

制度内容	介護予防通所介護と同様に、通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活向上のための支援を、日帰りを受けることができます。
対象者	・要支援 1・要支援 2 ・基本チェックリストでの基準該当者
費用 (1ヶ月の目安)	・1,879 円 (週 1 回程度の利用) ・3,784 円 (週 2 回程度の利用)

※介護報酬改定により、目安の金額は変更となる可能性があります。

元気リハビリ教室(短期集中リハビリテーション)

市役所 高齢介護課

制度内容	日常生活で支障のある動作を改善するために、リハビリの専門職が一人ひとりにあったプログラムを作成し、3ヶ月または6ヶ月の集中的な運動指導等が実施される短期間のサービスです。 サービスの提供前には、ご自宅にお伺いし、一人ひとりのお身体の状態を確認します。また、サービスの提供後にも、ご自宅にお伺いし、改善状況の評価を実施します。
対象者	・要支援 1・要支援 2 ・基本チェックリストでの基準該当者
利用日時 ・回数	・要支援 1 または基本チェックリストでの基準該当者:週 1 回 ・要支援 2:週 2 回以内
費用	200 円/日 サービス提供前・提供後の自宅での評価は無料



「一般介護予防事業」

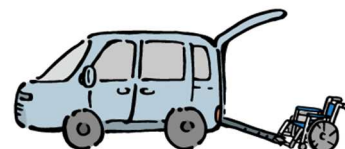
介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

市役所 高齢介護課

制度内容	日常的に介護予防に取り組めるように、講座や活動する場の提供などを行います。介護予防の体操やお茶を飲みながらおしゃべりする「つどい場」などを開催します。
対象者	65 歳以上の全ての方
介護予防普及啓発事業	はつらつ元気でまっせ講座（詳細はP.21）
地域介護予防活動支援事業	つどい場 市内 9 箇所（詳細はP.23） 街かどデイハウス（詳細はP.23） など

2. ひとり暮らし・介護(支援)を必要とする方のために

高齢者移送サービス



市役所 高齢介護課 高齢福祉係

※対象要件を満たしているか否か確認を行う場合があります。

制度内容	ひとりで外出することが困難で車いすを利用する高齢者が通院等で外出する際に、福祉車両で移送するサービスを行います。
対象者	① 65 歳以上の方 ② 要支援Ⅰ以上または基本チェックリストでの基準該当者 ③ 外出時の移動が車いすによらなければならない方 以上、①～③全てに該当される方 ※対象者要件の確認のため、申請用紙の中に担当のケアマネジャーの署名欄があります(担当ケアマネジャーがいない場合は、親族の署名でも可)。 次の(1)～(4)に掲げる方は移送サービスの利用ができません。 (1) 施設入所中の方 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設、 認知症対応型共同生活介護を行う住居、養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (2) ショートステイ利用中の方 (3) 医療機関に入院中の方 (ただし退院する際に利用する場合は対象とする) (4) 本市以外の親族等の家に宿泊中の方 ※シニアカーや電動車いすの場合、原則は介助式の車いすに乗り換えていただきます。 ※電動車いすについては、乗せられるものもあるため、事前にご相談ください。
利用日時・回数	月曜から金曜日の午前 9 時～午後 5 時まで。ただし、祝日、年末年始は休業となります。また、利用回数は月 4 回までです。
利用地域・目的	市内及び近隣市への通院、公的機関のご利用がサービスの対象です。 【ご利用地域】 摂津市、吹田市、茨木市、高槻市、豊中市、守口市、寝屋川市 枚方市、大阪市(東淀川区・淀川区・旭区・都島区・北区・福島区) 【ご利用目的】 ・摂津市内の公的機関への送迎 ・上記利用地域内での通院を目的とする送迎
費用	無 料

※上記の条件に該当されない方で、車いすをご利用されている方については、社会福祉協議会で
行っている移送ボランティアをご利用いただける場合があります。

※ご自宅から車までの介助や目的地での介助や付き添いは同乗される付添者が行ってください。

訪問理美容サービス

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	自力または介助により理容店・美容店を利用することが困難な介護を必要とする高齢者の自宅を理容師または美容師が訪問する際の出張費を助成します。
対象者	65歳以上(年度内に65歳になる方も含む)の方かつ、在宅で生活している要介護3、要介護4、要介護5の方
サービス内容	調髪、カット(理容師は顔剃りのご利用も可)の出張費 1回あたり、2,000円の助成券を支給します。
利用回数	・4月～7月申請:4回分 ・8月～11月申請:3回分 ・12月～3月申請:2回分
利用方法	申請後、利用券が送られてきたら、下記の契約理美容店の中で希望する店舗に電話して予約をしてください。
自己負担額	調髪、カット、顔剃りに要した費用は全額自己負担
その他	申請時に理容店または美容店を選んでいただきます。理容店を選んだ場合は理容店を、美容店を選んだ場合は美容店をご利用いただけます。

令和6年度 摂津市契約理美容店一覧

訪問を希望される理美容店に、ご自身でご予約をお願いします。

《理容店》

店 名	住 所	電 話
ヘアーサロン フクダ	正雀2丁目9-16	06-6382-4009
理容タカシマ	正雀本町1丁目38-14	06-6382-5585
ヘアーサロン・ナンバーワン	香露園16-32	072-635-5469
髪工房SHIBA	鳥飼本町1丁目11-39	072-654-0902
理容ヒーロー	鳥飼下3丁目10-3	072-654-6964

《美容店》

店 名	住 所	電 話
エース美容室	千里丘東4丁目24-13	06-6382-7726



ご予約の際に、
「摂津市の訪問理美容サービスの出張費助成を利用します」とお伝えください。

配食サービス

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	食事づくりや適切な栄養管理が困難な高齢者や身体の不自由な方に、バランスのとれた食事を配達するとともに、安否確認を行います。
対象者	次のいずれかに該当する世帯 ① 65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上のみで構成されている世帯 ② 重度の障害をお持ちの方(障害福祉課にご相談ください) ※玄関で手渡しでのお渡しとなります。
配食日	月曜日から金曜日まで
費用	昼食 食につき400円 ※昼食のみ特別食可能。その場合は、1食につき600円 夕食 食につき500円

※夕食は数に限りがあるため、希望に添えない場合があります。

※市の管理栄養士による栄養指導を行う場合があります。

※申請はケアマネジャーを通じて行ってください。ケアマネジャーがいない場合はご相談ください。

昼食

(例)



夕食

(例)



特別食



※治療を目的としたものではありません。



日常生活支援ショートステイ（老人ホームへの短期入所）

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	介護保険の利用限度枠を使いってしまった場合等で、常時高齢者を介護している方が入院・出産・冠婚葬祭などのやむをえない理由により家庭で介護できないときに、一時的に施設で介護します。 ただし、介護保険による利用者を優先しますので、施設の定員に余裕がない場合はご利用いただけないこともあります。
対象者	65 歳以上（令和7年3月31日までに65歳に到達する方を含む）で、要介護Ⅰ以上の方、もしくは要介護Ⅰ以上となる見込の方。
利用期間	ナイトケアとあわせて月 4 日以内
自己負担額	基本額は 1 日につき 2,500 円 ※食事代、滞在費が別途必要 ※施設送迎を利用される場合は片道につき 200 円

ナイトケア（老人ホームでの夜間介護）

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	常時介護が必要な方で、夜間の介護が困難なときに、一時的に夜間のみ施設で預かり、介護します。 ただし、介護保険による利用者が優先となりますので、施設の定員に余裕がない場合は、変更またはご利用いただけないこともあります。
対象者	65歳以上（令和7年3月31日までに65歳に到達する方を含む）で、要介護Ⅰ以上、もしくは要介護Ⅰ以上となる見込の方で、ひとり歩き等のため特に夜間介護が必要と認められる方。
サービス内容	夕食及び翌日の朝食の提供と夜間の介護
利用期間	日常生活支援ショートステイとあわせて月 4 日以内
自己負担額	1 日につき 2,000 円 ※食事代、滞在費が別途必要 ※施設送迎を利用される場合は片道につき 200 円

<ショートステイ・ナイトケア利用施設>

施設名	所在地	電話番号
せつつ桜苑	桜町 1 丁目 1-11	072-632-0400
とりかい白鷺園	鳥飼中 1 丁目 19-8	072-654-5094
摂津いやし園	鳥飼下 1 丁目 13-7	072-650-3301
摂津特養ひかり	鳥飼八防 2 丁目 7-12	072-650-1300

家族介護用品の給付（紙おむつ等）

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

◎概要

制度内容	在宅で紙おむつ等を使用している方に対し、紙おむつ等を給付します。 ※家族介護用品給付券を支給しますので、市と契約している薬局・薬店（次ページ参照）で現物と交換してください。
おむつ券 対象物品	紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤 ※子ども用お尻拭きシート、防水シーツ等は対象外

◎対象者

介護認定	要件	所得状況	年齢	支給額
要支援1・2 要介護1・2	認定調査票の「排尿」又は「排便」項目に「全介助」又は「一部介助」又は「見守り等」の該当がある方	世帯員全員が 非課税世帯 ※分離世帯含まない。	65歳以上	12,000円 (3,000円券×4枚)
要介護 3・4・5	要介護3の場合は、認定調査票の「排尿」又は「排便」項目に「全介助」又は「一部介助」又は「見守り等」の該当がある方		40歳以上	36,000円 (3,000円券×12枚)
要介護 3・4・5	下記のいずれの場合にも該当する方 ①要介護3の場合は、認定調査票の「排尿」又は「排便」項目に「全介助」又は「一部介助」又は「見守り等」の該当がある方 ②同一住所内に利用者本人の介護者がいらっしゃる場合	世帯員全員が 非課税世帯 ※分離世帯含む。	40歳以上	75,000円 (3,000円券×25枚)

※「要支援1」から「要介護5」の要介護(支援)認定を受けていない方は対象になりません。

※要介護3以上、分離世帯の方がいらっしゃる場合、申請書の裏面に自筆での記名、又は押印が必要です。

◎注意点

◆申請前◆

◎入院中の方は申請できませんので退院してから申請してください。

◎次に掲げる施設等に入所または入居の場合は、施設退所後（退所手続き後）に申請してください。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設
地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護を行う住居、養護老人ホーム
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護医療院

◆交付後◆

◎死亡、転出、施設に入所(入居)したときは、未使用の給付券は返還となります。

令和6年度 家族介護用品給付事業契約店

店名	住所	電話
千里丘駅前ケアーズ薬局	千里丘1丁目12-28	06-6380-1130
ダイニチ千里丘薬局	千里丘1丁目13-23	06-6378-0778
ニューロン薬局	千里丘2丁目12-10-103	06-6192-9510
あけぼの薬局 千里丘店	千里丘東1丁目13-7	072-623-8383
三晃堂薬局	千里丘東2丁目10-1フォルテ摂津B1F	072-623-6515
あけぼの薬局 千里丘駅前店	千里丘東2丁目11-10	072-623-7225
コーナン薬局 千里丘店	千里丘東2丁目11-23	072-631-7811
リーフ薬局	千里丘東2丁目12-14	072-624-8151
ニューロン薬局 南千里丘店	南千里丘4-25	06-6319-3500
ウェルシア薬局 摂津市駅前店	庄屋2丁目2-44	06-6318-1335
クローバー薬局	香露園8-2	072-636-9608
ニューロン薬局 香露園店	香露園33-10	072-630-5959
摂津ダイイチ薬局	昭和園11-21	072-636-8727
みしま3丁目薬局	三島3丁目7-2	06-6170-2731
ライフオート正雀店	正雀3丁目17-24	06-6383-8300
ニューロン薬局 正雀店	正雀本町2丁目19-6	06-6383-7200
メディカルケアニューロン薬局	正雀本町1丁目21-29	06-4860-7400
エミ薬局	正雀本町2丁目21-41	06-6382-0656
摂津薬局	別府2丁目14-30	06-6349-7600
ライフオート 江口店	別府3丁目19-7	06-6340-8368
オークワ南摂津駅前店	東一津屋4-10	06-6827-5800
Nドラッグストアー	東一津屋13-3	06-6827-0041
フタバ薬局 南摂津店	東一津屋13-9	06-6300-7166
つの國薬局	鳥飼八防1丁目8-8	072-653-1660
アイン薬局 摂津店	鳥飼八防2丁目3-4	072-665-4050
誠寿堂薬局	鳥飼上1丁目1-10	072-654-0001
千里丘下薬局	千里丘1丁目3-16	06-6170-8663

※この契約店名簿以外の薬局・薬店では利用できません。

※お取り扱いしていない商品もございますので、購入予定商品の有無については直接各店へお問合せください。

日常生活用具の給付等(介護保険の対象外品目)

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	ひとり暮らしや軽度認知症高齢者の方に対し、安全に生活を営んでいただくための用具を給付または貸与します。
自己負担額	生計中心者の課税状況により自己負担があります。

	品目	対象者	内容
給 付	火災警報器	65歳以上(令和7年3月31日までに65歳に到達する方を含む)で低所得の、起きあがりに常時介護を必要とする方等	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発するとともに、警報ブザーで知らせます。
	自動消火器		室内温度の異常または炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火します。
	電磁調理器	65歳以上(令和7年3月31日までに65歳に到達する方を含む)で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方	電磁で発熱する調理器であり、高齢者が容易に使用できるものです。
	布団乾燥機	65歳以上(令和7年3月31日までに65歳に到達する方を含む)で、自宅での寝具乾燥が困難な要介護認定の結果が「要支援1」以上の方	寝具の乾燥を行うものです。

※ 自己負担額

利用者の世帯の階層区分			自己負担額
A	生活保護法に基づく被保護世帯		0円
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯及び生計中心者の当該年度分の市町村民税所得割額45,000円以下の世帯		0円
C	生計中心者の当該年度分の市町村民税の所得割額が右の区分に該当する世帯	45,001 ～ 52,500円	16,300円
D		52,501 ～ 68,500円	28,400円
E		68,501 ～ 115,400円	42,800円
F		115,401 ～ 162,900円	52,400円
G		162,900円を超える額	用具の購入に要する費用の全額

	品目	対象者	内容
貸 与	高齢者用電話 福祉電話	65歳以上(令和7年3月31日までに65歳に到達する方を含む)で低所得の、常時介護の必要な方やひとり暮らしの方等	市の所有する電話をお貸しします。 ※貸与のため、利用を終了した場合は返却していただきます。

※基本料金と1か月600円までの通話料を市が負担します。

ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の登録

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	① 「ひとり暮らしの登録」をされた方について、ライフサポーター等の地域の支援者が見守り等の支援を行います。 ② 「高齢者のみ世帯の登録」をされた方について、ライフサポーターが見守り等の支援を行います。
対象者	① 65 歳以上のひとり暮らしの方。 ② 65 歳以上の方のみで構成されている世帯で、介護保険サービスの利用など公的サービスの利用がなく、見守りが必要な世帯。
その他	ライフサポーターは、社会福祉協議会の職員であり、「ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の登録」等をされた方に、個別訪問を行い、見守りや日常生活における困りごとの相談を受けたり、状況に応じて必要なサービスへつないだりするなどの支援を行います。75 歳到達者訪問については、P.30 に記載

救急医療情報キット・救急医療情報シート(携帯版)の配布

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

救急搬送の際に迅速な対応を受けられるよう、医療情報や緊急連絡先等を記入して冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」や情報を記入して持ち運びができる「救急医療情報シート(携帯版)」を配布しています。

配布場所:市役所 高齢介護課 高齢福祉係

※ひとり暮らしの登録をされた方は民生児童委員より配布しています。



北大阪消防指令システム

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

「ひとり暮らし登録」をされた方の情報を、北大阪消防指令センターで管理している北大阪消防指令システムに登録します。通報(火災や救急)があった際に、必要に応じて、その情報を使用して、救助活動を行います。

愛の一声訪問

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	ひとり暮らしで見守りが必要な高齢者に対し、毎週水曜日(祝日の場合は翌営業日)に乳酸菌飲料をお届けし、安否の確認を行っています。
対象者	「ひとり暮らしの登録」をされた方で、週 1 回以上の安否確認が必要と認められる方
費用	無 料



緊急通報装置の貸与

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	家庭での事故や突然の病気の時に、ボタンを押すと係員がかけつける装置を貸与します。(機器は固定型と携帯型がありますが、携帯型は固定電話を所有していない場合に限りです。)	
対象者	次のいずれかに該当する方 ・65 歳以上 (令和 7 年 3 月 31 日までに 65 歳に到達する方を含む) のひとり暮らしの方 ・65 歳以上 (令和 7 年 3 月 31 日までに 65 歳に到達する方を含む) の高齢者のみ世帯の方 ※家族と同居しているものの、就労等の事情により、家族が昼間等不在の場合を含みます。 ・重度の障害をお持ちの方 (障害福祉課へご相談ください。)	
費用	生計中心者の課税状況により自己負担があります。	
注意	貸与のため、利用を終了した際は装置を返却しなければなりません。装置を紛失、または破損した場合には弁償していただきます。	
利用者の世帯の階層区分		自己負担額
A	生活保護法に基づく被保護世帯(単給世帯含む)	0 円
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯及び生計中心者の当該年度分の市町村民税所得割額 45,000 円以下の世帯	0 円
C	生計中心者の当該年度分の市町村民税所得割額 45,000 円を超える世帯	固定型:月額 880 円 携帯型:月額 2,860 円

※家の合鍵を 1 本お預かりします。(利用を終了した際は返却します。)

※固定型の場合、NTT アナログ回線以外の回線をご利用の方は、停電時等に不具合が起きる可能性がありますので、「承諾書」の提出が必要です。

※携帯型に通話機能はついていません。また自宅内のみでの使用となります。



ふれあい収集

市役所 環境業務課(072-634-0210)

制度内容	高齢者や身体の不自由な方で、家庭ごみを排出場所まで出すことが困難な世帯を対象に、職員がご自宅の前でごみ回収と声かけをするサービスです。
対象者	家庭ごみを排出場所まで持ち出すことが困難で、次の要件に該当する方 (1) おおむね65歳以上で歩行や立位保持に常時支えが必要であるひとり暮らし世帯 (2) 身体障害者手帳 1 級または 2 級に該当するひとり暮らし世帯 (3) 療育手帳 A に該当するひとり暮らし世帯 (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当するひとり暮らし世帯 (5) (1)～(4)に該当する高齢者または障害者のみで構成される世帯 (6) (1)～(4)に該当し同居者がいる世帯で、同居者がごみ出し困難な高齢者や虚弱者および年少者等の世帯 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める世帯 ※有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、グループホーム等に入所・入居している場合は対象となりません。 ※近所に親族等がおられない方が対象となります。
申請	申請書は、市のホームページよりダウンロードされるか環境業務課でお渡ししておりますので、必要事項を記入し提出してください。 書類審査及び面談を経て、可否を決定いたします。
注意	ごみを出す際には、品目ごとに分別をしていただく必要があります。



所得税の障害・特別障害者控除

市役所 高齢介護課 介護保険係

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない方でも、要支援 2 以上の認定を受けており、手帳の交付と同程度の障害がある場合は、所得税や住民税において障害者控除を適用することができます。控除適用には高齢介護課が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、お申し出ください。認定書はおおむね 1～2 週間程度で発行し、郵送でお渡しします。

所得税の医療費控除

市役所 高齢介護課 介護保険係

医師が作成する「おむつ使用証明書」をもって、おむつの購入にかかった費用を医療費控除に含むことができます。

また過去に医師が作成する「おむつ使用証明書」を用いて医療費控除を受けたことがある方で、現在、介護保険要介護認定を受けている場合は、高齢介護課にて「おむつ代の医療費控除の証明に必要な事項の確認書」(無料)をお渡しすることができます。確認書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」が「B1 以上」かつ「尿失禁の発生可能性」が「あり」の場合のみ「おむつ使用証明書」の代わりとして使用することが可能です(条件を満たしていない場合は、再度医師が作成する「おむつ使用証明書」が必要となります)。

摂津市老人介護者(家族)の会

地域福祉活動支援センター 1 階 社会福祉協議会(06-4860-6460)

活動	内容
老人介護者 (家族)の会	高齢者を家庭で介護している介護者(家族)の会です。 介護相談、介護についての意見交換や相互交流などを行っています。 また、電話による介護相談も行っています。 TEL:06-6383-1577(電話介護相談専用) 毎週金曜日 午後 1 時半～4 時半
楽々カフェ	ご自宅で介護をされている方や、介護を受けている方、介護保険事業者の方等、どなたでも参加可能な交流カフェです。 【開催日時】 毎月第 2 月曜日 午後 1 時半～4 時(途中参加、途中退出可) ※月曜日が祝日の場合は、変更有 【開催場所】 地域福祉活動支援センター 【問い合わせ】 社会福祉協議会 06-4860-6460

認知症カフェ

高齢者本人、介護者、介護保険事業者など、どなたでも参加可能な交流カフェです。介護のこと、認知症のことなど気軽にお話しませんか。

カフェ名称	実施日時	実施場所	連絡先
きりんカフェ	偶数月第3日曜日 午前10時～午後0時	きりんデイサービス (千里丘3丁目16-7)	06-6190-1751
庵カフェ	開催未定	ゆうとぴ庵 摂津・千里丘 (千里丘東1丁目13-7)	072-625-9555
オレンジカフェ	奇数月の第2火曜 午後1時半～2時半	詳細は事前に問合せか、 摂津特養ひかりのホーム ページ参照。	072-650-1300

前ページに掲載している「楽々カフェ」も、「認知症カフェ」として活動しています。

※実施日等変更している場合がある為、事前に実施団体にお問い合わせください。



3. 生きがいづくりと健康づくりのために

シルバー人材センター

シルバー人材センター(06-6381-8181)

南千里丘 5-35 コミュニティプラザ 1 階

内容	市内在住の 60 歳以上の方が登録できます。 経験と能力を生かして働きたい方にお仕事を紹介します。 また、街の美化活動、運動会などの行事や健康講座も開催し、生きがいづくり、社会参加や健康増進をお手伝いします。 手芸、麻雀などの同好会活動も活発です。 詳細につきましてはシルバー人材センターへ直接お問い合わせください。 (営業時間:午前9時から午後5時15分まで) (土・日・祝日、毎月第4水曜日、年末年始は休業)
紹介できる 職種	文書整理、経理事務など
	学校・体育館の施設管理、イベント開催時の駐輪場管理など
	公共施設清掃、事務所清掃、マンション清掃など
	手刈り、機械刈り、チラシポスティングなど
	調理補助、買い物代行など

老人クラブ

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

老後の生活を健康で豊かなものにするため、地域の人たちによって自主的につくられた会員組織の団体です。社会奉仕、スポーツ大会の開催、研修会の開催等の事業を中心に幅広い活動を行っています。会員はおおむね 60 歳以上です。

<老人クラブの主な行事>

健康づくり活動	各種スポーツ大会やウォーキング大会などを通して、高齢者の孤立を防ぎ、健康づくりを支援します。
文化活動	演芸大会や作品展等を開催することで地域文化の創造・保存・継承に努めます。
学習活動	講演会や研修会を通して、様々な社会問題を考えます。
社会奉仕活動	地域美化運動や一人暮らし・寝たきり高齢者等への友愛訪問活動等を実施し、地域福祉の向上に努めます。
広報活動	会報誌「摂津なごみ」の発行等、高齢者のネットワークづくりを推進します。
親睦活動	旅行等を行うことで会員相互の親睦を図り、仲間づくりを支援します。

市立身体障害者・老人福祉センター(ふれあいの里内)

ふれあいの里【鳥飼上 5 丁目 2-8 / 072-653-1212】

内容	高齢者や身体に障害のある方の、笑顔・健康・生きがいの増進や教養の向上のための事業を行う複合施設です。各種同好会活動等のサポートも含め、利用者への関わりとつながりを大切にし、利用者とともに歩みます。地域に根ざした施設づくり、福祉の向上を目指しています。
対象者	60 歳以上の方 または 身体に障がいのある方
施設	集会室、作業室、訓練作業室、視聴覚室、和室、社会適応訓練室
講座	各種健康・教養講座、介護予防事業、摂津市いきいきカレッジ、福祉センターまつり、多世代交流会、各種同好会等活動
開館	月曜日～土曜日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 (休館日:日曜日・祝日・年末年始)

老人福祉センターせつつ桜苑

せつつ桜苑【桜町 1 丁目 1-11 / 072-632-0400】

内容	高齢者の方に、教養の向上及び健康の増進、レクリエーションなどを利用していただき、健康で明るい生活を過ごしていただけるよう、設けられた施設です。各種の同好会活動のサポートなども行い、地域に愛される施設づくりを目指しています。
対象者	60 歳以上の方
施設	教養娯楽室、生活(健康)相談室、作業室、教室、図書コーナー、集会室
設備	囲碁、将棋、カラオケ、バンパー、新聞等
開館	月曜日以外の曜日の午前 9 時～午後 5 時 (休館日:月曜日、祝日、年末年始。月曜日が祝日の場合は火曜日にも休館となります。)



摂津市いきいきカレッジ(老人大学)

- ・老人福祉センターせつつ桜苑【桜町 1 丁目 1-11 / 072-632-0400】
- ・身体障害者・老人福祉センター(ふれあいの里内)
【鳥飼上 5 丁目 2-8 / 072-653-1212】

制度内容	地域社会活動、老人クラブ活動のリーダー的役割を果たしていただくとともに自らの生きがいづくりに役立てていただくため、毎年上記 2 施設で開講しています。 ※令和 5 年度は 7 月に募集、8 月から開講でした。令和 6 年度は企画調整中です。		
対象者	60 歳以上の摂津市民で、学習意欲があり毎回出席可能な方。 (開講日において満 60 歳以上であること)		
開講期間	8 月頃から 12 月頃までの毎週金曜日(計 18 回程度)		
費用	受講料は無料。ただし教材費などの一部実費負担があります。		
講座内容	一般教養	受講者全員で学習。養成講座等幅広く学びます。	
	専門	せつつ桜苑	・いきいき健康科(初級コース・中級コース) ・音楽にふれあう科 ・楽しく描こう美術科 ・陶芸を楽しむ科 ・基礎から学ぶスマホ講座
		ふれあいの里	・ものづくりを楽しんでみよう科 ・笑顔で体操しよう科 ・パソコン&スマホをもっと知ろう科

いきいき通所事業

ふれあいサロン・リハサロンは、高齢者が地域で孤立することのないよう気軽に集まって、様々な楽しい企画を通して親睦を深め合うことができる場です。

体操やおしゃべりは介護予防や認知症予防にもなりますので、ぜひご参加ください。

	ふれあいサロン	ふれあいリハサロン
内容	軽スポーツ・体操・ゲーム・演芸・会食 等	リハビリ体操・ゲーム・演芸・会食 等
対象者	高齢者等	老化や病気で身体機能が低下している方やひとり暮らしの高齢者等
問合せ	社会福祉協議会 (06-4860-6460)	・社会福祉協議会 (06-4860-6460) ・市役所保健福祉課 (06-6383-1111) ・保健センター (06-6381-1710)

※ふれあいサロン・ふれあいリハサロンは、どちらも月 1~2 回の開催です。開催場所、日程等はお問い合わせの上、ご確認ください。

健康づくり・介護予防DVDの貸し出し及び配布

市役所 保健福祉課・高齢介護課

摂津市オリジナルの体操のDVDの貸し出し及び配布をしています。グループや自宅でDVDを見ながら体操をして、健康な身体づくりに取り組みましょう。

摂津みんなで体操四部作	せつはつらつ脳トレ体操
わくわくやる気体操、のびのび元気体操、もりもり本気体操、いきいきロコモ体操の4つの体操で構成されています。誰もが長く楽しみながら続けることができる摂津市オリジナルの健康体操です。市役所・保健福祉課で貸し出ししています。 	気軽にできる摂津市オリジナルの脳トレ体操です。頭と体を同時に動かし、徐々に動きのパターンを増やしていくことで脳を鍛えることができます。DVDを見ながら誰でも楽しく脳トレしましょう。市役所・高齢介護課で配布しています。 

はつらつ元気でまっせ講座

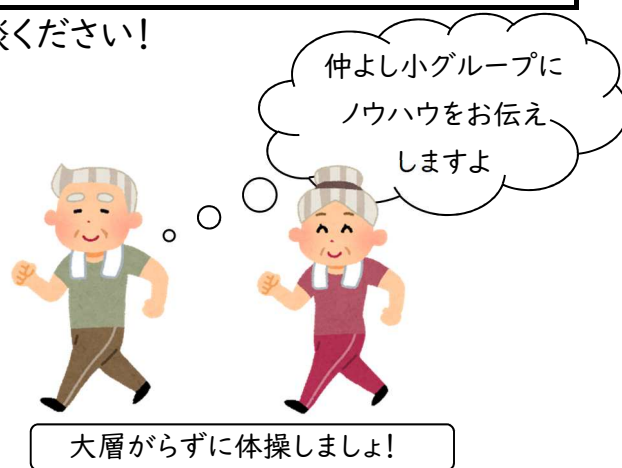
市役所 高齢介護課 高齢福祉係

地域で活動されるグループに講師を派遣し、「摂津みんなで体操四部作」の指導と口腔・栄養に関する講話を行います。また「せつはつらつ脳トレ体操」も体験できます。

週に1回、5名以上で活動されるグループに、療法士または健康運動指導士といきいき体操の会の講師が、7回の技術支援に伺います。簡易な体力チェックも行います。

- ＊ 会場の手配や準備はグループで行ってください。
- ＊ 講師派遣の費用は無料ですが、会場費がかかる場合はグループで負担してください。
- ＊ DVDやビデオについては貸し出しまたは配布します。

※日程・内容については、高齢福祉係までご相談ください！



ふれあい入浴(無料)

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	市内の公衆浴場を高齢者と児童の憩いの場とすることで、相互のふれあいを深めるとともに健康増進を図ります。
対象者	公衆浴場:市内在住の65歳以上または小学生以下の方
実施日	下記のとおりですが、実施日が変更される場合もありますので、あらかじめ広報せつでお確かめください。

名称	施設	住所	実施日
ヘルシーバス千里丘	公衆浴場	香露園 27-2	毎月第3日曜日

※入浴に必要な物品(シャンプー、石鹸、タオル等)は各自でご持参ください。



高齢者交流入浴(無料)

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	特別養護老人ホームでの入浴を通じて、高齢者同士の交流を図り、認知症予防・介護予防を図ります。
対象者	市内在住の65歳以上の方 (浴場準備ため、開催週の木曜日までに予約連絡が必要です)
実施日	下記のとおりですが、各施設によっては実施日が変更される場合もありますので、あらかじめ広報せつでお確かめください。

名称	施設	住所	実施日
とりかい白鷺園	特別養護老人ホームの浴室	鳥飼中1丁目19-8 (072-654-5094)	毎週日曜日
摂津特養ひかり	特別養護老人ホームの浴室	鳥飼八防2丁目7-12 (072-650-1300)	毎月の第3日曜日
摂津いやし園	特別養護老人ホームの浴室	鳥飼下1丁目13-7 (072-650-3301)	毎週日曜日

※入浴に必要な物品(シャンプー、石鹸、タオル等)は各自でご持参ください。



つどい場

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

内容	お茶を飲みながらのおしゃべり、簡単な体操、懐かしい遊び、笑いヨガ、みんなの認知症予防ゲームなど介護予防を目的として高齢者の集まる場所の提供とレクリエーションを実施します。
対象者	おおむね 65 歳以上の方 ※第 21 集会所については高齢者に限りません。
費用	100 円(お茶・お菓子代として) ※事前予約不要

実施場所	住所	団体名	日時	
第 10 集会所	千里丘 5 丁目 8-28	摂津市人材 サポート・ビューロー	毎週水曜日	午前 10 時 ～正午 午後 1 時半 ～3 時半
鶴野会館	鶴野 2 丁目 9-5	ゆびまるこパステル	毎週木曜日	午前 10 時 ～正午
老人福祉センター せつつ桜苑	桜町 1 丁目 1-11	つどい場「桜」を 運営する会	毎週火曜日	午前 10 時 ～正午
第 41 集会所	新在家 2 丁目 10-15	つどい場「輪」	毎週水曜日	午前 9 時 45 分 ～11 時 45 分
第 30 集会所	一津屋 2 丁目 7-3	摂津市人材 サポート・ビューロー	毎週金曜日	午前 10 時 ～正午
第 43 集会所	別府 2 丁目 30-2	ゆびまるこパステル (チーム別府)	毎週金曜日	午前 10 時 ～正午
第 15 集会所	鳥飼下 3 丁目 12-3	ゆびまるこパステル (チーム鳥飼)	毎週月曜日	午前 10 時 ～正午
第 21 集会所	鳥飼新町 2 丁目 10-20	摂津市人材 サポート・ビューロー	毎週火曜日	午後 1 時半 ～3 時半
老人福祉センター (ふれあいの里内)	鳥飼上 5 丁目 2-8	老人福祉センター ふれあいの里(宥和会)	毎週水曜日	午前 10 時 ～正午

街かどデイハウス

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

内容	住民団体が運営する通所のサービスです。いつまでも自立した生活が送れるよう介護予防等の活動に取り組んでいます。
対象者	おおむね 65 歳以上の方 (昼食準備のため、前日までに予約が必要です)
費用	昼食、おやつ、飲み物代として 1 日 800 円
実施場所	サロンせんりおか 千里丘東 2 丁目 14-13 (072-624-1380)
実施日	火曜日・木曜日・土曜日(午前 10 時～午後 3 時) ※実施日が祝日の場合も開所しています。 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)は休みです。



カフェ型つどい場

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

内容	身近な地域の市立集会所で気軽に集まり、お茶を飲んだりおしゃべりをしたりするなどの介護予防や交流を目的として「カフェ型つどい場」を運営する団体等に、市立集会所の使用料を補助します。
交付対象	(1) お茶を飲んだり会話をしたりすることが主な活動内容であること (2) 月 2 回以上開催し、原則として 2 週間につき 1 回以上開催すること (3) 市立集会所を開催場所とすること (4) 1 回あたりの開催時間は 60 分以上であること (5) 1 回の開催につき、参加者のおおむね半数以上が 65 歳以上の者であること (6) おおむね 2 年以上継続して実施できること (7) 参加者は特定の者に限定せず、広く地域住民を受け入れること (8) 他の制度による補助を受けていないこと 上記の全てに該当する必要があります。
対象経費	(1) 集会所使用料 (2) 集会所使用の際にかかる光熱水費 ※月 5 回までを上限とします。 ※運営にかかる食糧費や人件費は補助の対象外です。

申請を検討されている方は、高齢介護課までご相談ください。



カフェ型つどい場 活動団体一覧

実施場所	住所	団体名	活動日時
第 34 集会所	香露園27-12	ヨガサークル	第 1・3・4 木曜 午後 12 時～5 時
		梅寿会	第 1・2・4 金曜 午後 1 時～5 時
第 49 集会所	庄屋 2-4-6	庄屋カラオケ同好会	第 2・4 水曜 午後 7 時～10 時
第 38 集会所	鶴野 4-20-15	レアリーゼ	第 2・4 土曜 午前 9 時半～11 時半
		ローズ会	毎週月曜 午後 1 時～4 時
		鶴野 4 丁目カラオケ会	毎週金曜 午後 7 時～10 時
		舞の会	第 2・4 土曜 午後 6 時～10 時
第 42 集会所	正雀4-15-6	長命会生き生き会	毎週金曜 午後 1 時～4 時
		閃きヘッドよろずコミ	第 1・3 水曜 午後 1 時～5 時 ※5 週目開催もあり

活動場所	住所	団体名	活動日時
第40集会所	東正雀3-34	おしゃべりカフェ	第1・3日曜 午後1時～3時
一津屋新集会所	一津屋 2-26-1	カフェ フレンド	第3・4日曜 午前10時～12時
第47集会所	一津屋 2-16-27	第二福寿会 カラオケ部	第1・3・4土曜 午後1時～4時
		第二福寿会 マーじゃん部	第2・4火曜 午後1時～4時
		第二福寿会 のんびり体操	毎週金曜 午後1時～3時
		ひよこのたまご	毎週月曜 午前10時～12時
第7集会所	鳥飼西2-38-14	認知症支援ボランティア グループ ほほえみの会	毎月第2土曜 午後1時半～3時半
第44集会所	鳥飼西4-15-1		毎月第2火曜 午後1時半～3時半
第46集会所	鳥飼和道1-5-14		毎月第1土曜 午後1時半～3時半
第46集会所	鳥飼和道1-5-14	カナリヤ	第2・4土曜 午後1時～5時
		バンパー同好会	第1・2・3月曜 午前8時～12時
		ゆうやけの会	第1・3火曜 午後12時半～3時半
第22集会所	鳥飼野々2-2-6	新八防クラブ	第1・3・4水曜 午前10時～12時
第36集会所	鳥飼新町 2-26-19	バードの会	毎週水曜 午前10時～12時

ご興味のある方は、市役所 高齢介護課 高齢福祉係までお気軽にお問合せ下さい。

活動の日時等は変更となる場合がありますので、ご了承ください。

たちより体操タイム

市役所 保育教育課(06-6383-1184)

市立の認定こども園で乳幼児と高齢者が一緒に体操を行います。体操は摂津市オリジナルの健康体操である「摂津みんなで体操四部作」の歌体操「わくわくやる気体操」です。

○対象者:おおむね65歳以上の方

※雨天時、夏季期間中(8月)は開催なし。

その他、認定こども園の行事等の関係で開催されない場合があります。

実施施設や日時は、その月の広報せつつでご確認ください。



高齢者向けスマートフォン講座

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

内容	スマートフォンの基本的な操作や活用術を受講料無料で受講することができます。
対象者	65 歳以上の摂津市民の方
内 容	文字の入力や電話のかけ方、LINE・YouTube の使い方 等
開催時期	○不定期 日程や会場については、実施月、または実施月の前月に「広報せつつ」に掲載されます。 ※事前申し込みが必要です。受講を希望される方は、高齢介護課までご連絡ください。(定員があるため、先着順で受付させていただきます。受講希望者が多い場合は、ご希望に添えないこともあります。ご了承ください。)
費用	無料

せつつ医療・介護つながりネット

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

内容	高齢者向けの講座情報や福祉サービスのお知らせなどを掲載する専用のウェブサイトです。 また、医療機関や介護事業所等の情報も掲載しています。
----	---



左記の二次元バーコード
または摂津市ホームページの
右記のバナーから閲覧できます



【こんなときにご利用ください】

- 参加できる講座の情報を知りたい。
- 地域で活動している健康づくりのグループを探したい。
- 介護のことが相談できる窓口を知りたい。
- 介護サービスを受けたいので、ケアマネジャーを探したい。



はり・きゅう・マッサージ施術費助成

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	65歳以上の方(年度内に65歳になる方も含む)に対して健康増進を図っていただくため、年15回の助成券を支給しています。
施術機関	市と契約している市内の施術所(下記参照)
助成券支給場所	市役所 高齢介護課 25番窓口
申請方法	印鑑、本人確認書類をご持参ください。 本人以外の申請の場合は委任状もご持参ください。

助成額負担割合						
種類		施術標準料金		負担割合		
				市	施術所	本人
1術	はりまたはきゅう	3,000円/回	1日いずれか 1回まで	1,000円	1,000円	1,000円
2術	はり及びきゅう	3,500円/回		1,000円	1,300円	1,200円
マッサージ半身施術		3,500円/回	1日1回まで	1,000円	1,300円	1,200円

※施術には標準料金が定められていますが、施術内容によって、標準料金を超える場合もあります。

老人はり・きゅう・マッサージ(あんま・指圧)施術費助成事業契約施術所

施術所の名称	開設者氏名	種別		住所	電話番号
		はり・きゅう	マッサージ		
高田整骨院	高田 理	○	○	千里丘6丁目10-6	06-6380-6533
黒谷指圧院	黒谷 常夫		○	千里丘5丁目9-23	06-6339-1011
宮崎鍼灸整骨院	宮崎丈太郎	○		東正雀16-12	06-6382-8670
武元治療院	武元 一紀	○	○	正雀本町1丁目28-16	06-6382-0285
川嶋はり灸院	川嶋ひとみ	○		鳥飼中1丁目16-5	072-654-9057
藤田鍼灸院	藤田 善之	○		新在家1丁目32-4	06-6827-5036
かつだ訪問あんま マッサージ	勝田 征雄		○	一津屋3丁目9-3	070-1764-8821

4. 敬老の行事

長寿訪問祝品贈呈事業

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

令和6年度内に 88 歳(米寿)、99 歳(白寿)を迎えられる方、100 歳以上に達している方に対して、祝品を贈呈し長寿を祝福します。また、年度内に 100 歳以上に達する希望者方を対象に、市長が訪問し、記念品を贈呈して長寿を祝福します。

老人福祉大会

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

毎年 9 月に市民文化ホールで老人福祉大会を開催しています。

第 1 部が式典で、日頃より高齢者福祉に貢献をされている方々への感謝状贈呈や優良老人クラブへの表彰、金婚・おしどり夫妻のお祝いなどを行います。

第 2 部では老人クラブ会員などによる演芸大会を行っています。

また同時に、市民文化ホール内の展示室において「老人作品展」も開催しています。



金婚・おしどり夫妻に祝品を贈呈します

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに金婚式を迎えられる夫妻(昭和 50 年 3 月 31 日以前に結婚)及び満 80 歳以上のご夫妻(おしどり夫妻:夫妻ともに昭和 20 年 3 月 31 日以前生まれ)を 9 月に開催する老人福祉大会に招待し、祝状と記念品を贈呈して祝福します。

※申込制。例年、広報せつつ 7 月号に募集記事を掲載しますので、期日までにお申し込みください。

※祝状、記念品の贈呈はそれぞれ一回のみとなります。

5. 安心できる住まい、安心できる生活

摂津市地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口です。困っていること、悩んでいることなど、何でもご相談ください。

保健師・看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員などが在籍し、専門的なご相談にも応じています。

例えば・・・

○健康や医療、福祉や生活に関すること

- ・福祉制度について
- ・ボランティアなどの地域活動について

○介護や介護保険サービスに関すること

- ・介護の予防について
- ・介護保険サービスに関する情報提供
- ・介護相談のできる専門機関について

○高齢者の人権や財産を守るための制度の利用に関すること

- ・成年後見制度について
- ・高齢者の消費者被害に対応する関係機関の紹介

○虐待の防止に関すること

- ・近所の高齢者が虐待を受けているかもしれない
- ・家族の介護をしているが、つきつくあたってしまう

○認知症に関する相談

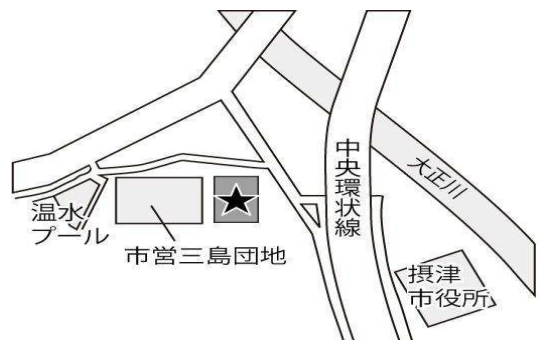
○要支援 1・2 と認定された方の介護予防プランの作成



摂津市地域包括支援センター

住所: 摂津市三島 2 丁目 5 番 4 号
地域福祉活動支援センター 3 階
(右の地図の★の位置)
市営三島団地の隣です。

電話: 06-6383-1377



もしくは、

摂津市地域包括支援センター 鳥飼分室

住所: 摂津市鳥飼本町 1 丁目 9 番 45 号
新鳥飼公民館 1 階 (右の地図の★の位置)
鳥飼体育館の隣です。

電話: 072-646-5101



75歳到達者訪問

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の見守り体制作りの一環として、75歳を迎える月にライフサポーター(社会福祉協議会の職員)がご自宅を訪問し、困りごと等の相談をお受けします。市の制度や利用方法等について、この冊子をもとにご説明させていただきます。困りごとがありましたら、ぜひこの機会にご相談ください。 訪問の際に、事前に送付させていただいた状況確認シートをご提出していただきます。市で情報を管理し、緊急時等に活用させていただきます。 (状況確認シートの提出は任意です。) ※ライフサポーターについては、P.13に記載。
対象者	誕生日の属する月の初日に摂津市内に住所を有しており、令和6年4月～令和7年3月の間に75歳を迎える方(誕生日の属する月中に順次訪問します。) ※1 対象者には誕生日の属する月の上旬に訪問に関する通知文と状況確認シートを送付します。 ※2 既にひとり暮らし登録または高齢者のみ世帯登録されている方、要介護認定者(総合事業も含む)、生活保護を受給しておられる方は対象外になります。

認知症サポーター養成講座



市役所 高齢介護課 高齢福祉係

概要	認知症の方や家族に対する応援者である「認知症サポーター」を養成する講座です。認知症についての基礎知識と予防法、認知症の方への接し方、サポーターの役割を紹介します。 ※認知症に関する正しい知識や理解のもと、認知症の方やその家族をあたたく見守る応援者のことを「認知症サポーター」といいます。
対象者	摂津市在住・在勤・在学の方
開催時期等	○不定期 日程や会場については、実施月、または実施月の前月に「広報せつつ」に掲載されます。 ※事前申し込みが必要です。受講を希望される方は、高齢介護課までご連絡ください。(定員があるため、先着順で受付させていただきます。受講希望者が多い場合は、ご希望に添えないこともありますが、ご了承ください。)
費用	無料
その他	市内に在住・在学・在勤の10名以上のグループには、出前講座を行っています。(要申込) 【問い合わせ】生涯学習課 06-6383-1766

高齢者世帯民間賃貸住宅の家賃助成



市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	民間のアパートや借家にお住まいの高齢者世帯に対し、家賃の一部を助成します。 ※住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等は対象外です。	
助成額	1 か月につき家賃(月額 50,000 円以下の世帯)の 3 分の 1 の額で、10,000 円を限度とします。市町村民税非課税世帯にあっては、助成額に月額 1,000 円上乗せします。	
対象者	65 歳以上のひとり暮らし世帯、または 65 歳以上の方を含む 60 歳以上の方のみで構成されている世帯。生活保護を受給している場合は対象外になります。 ※下記のとおり世帯の収入制限があります。	
	世帯員	収 入
	1 名	1,915,000 円以下
	2 名	2,760,000 円以下
申請に必要なもの	○住宅の賃貸借契約書の写し(契約内容の変更があれば、その内容が分かるものも含む) ○申請月の家賃の領収書の写し ○申請者の通帳 ○申請書 ○市民税の申告 ※令和5年1月2日以降、摂津市へ転入された方 ○令和6年4月～7月末の期間に申請される方は、 ・令和5年1月1日現在、お住まいだった市町村発行の令和5年度の住民税決定通知書 ・令和6年1月1日現在、お住まいだった市町村発行の令和6年度の住民税決定通知書が必要です。 ○令和6年8月以降に申請される方は、 ・令和6年1月1日現在、お住まいだった市町村発行の令和6年度の住民税に関する決定通知書が必要です。	

在日外国人高齢者福祉金

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

制度内容	国民年金法の改正によっても、老齢年金等の支給が受けられなかった在日外国人の方に対し、在日外国人高齢者福祉金を支給します。
支給額	月額 10,000 円ですが、公的年金を受給している方にあっては、当該公的年金の受給額が高齢者福祉金の支給額に満たないときは、当該公的年金の額を控除した額とします。
対象者	大正15年(1926年)4月1日以前に生まれ、かつ昭和56年(1981年)12月31日以前から引き続き外国人登録(昭和57年1月1日以後に帰化した方にあっては、帰化した日以後は住民登録)をしている方。

※ ただし、次のいずれかに該当するときは支給できません。

1	生活保護費を受給しているとき
2	公的年金(年額 120,000 円以上)を受給しているとき
3	摂津市在日外国人障害福祉金を受給しているとき
4	養護老人ホームもしくは特別養護老人ホームに入所しているとき
5	本人、本人の配偶者及び扶養義務者が老齢福祉年金の全額支給停止に相当する所得を有するとき

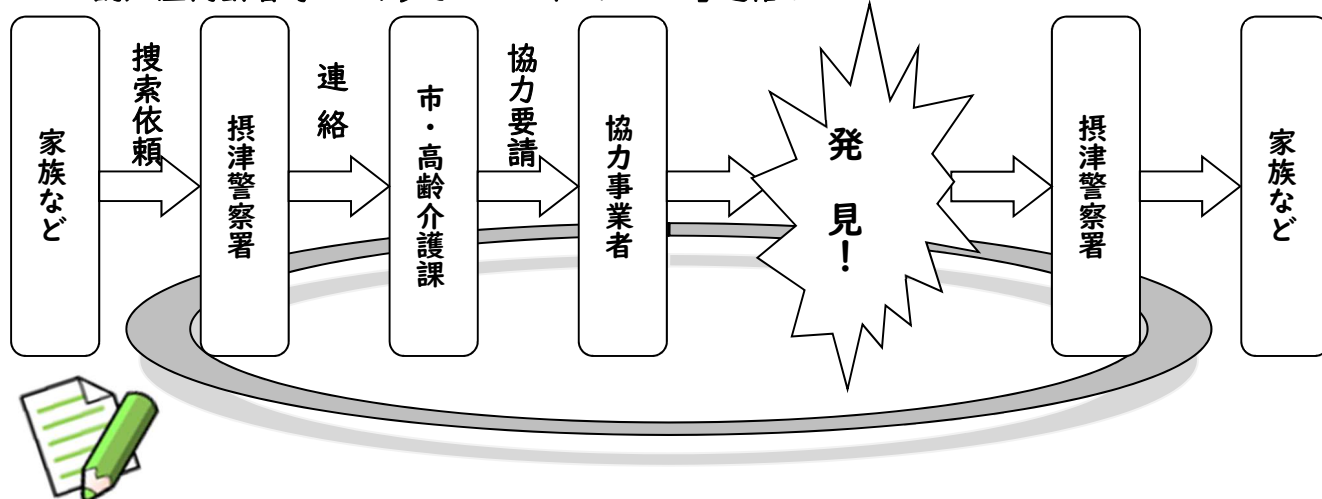
認知症高齢者等ひとり歩きSOSネットワーク

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

摂津市では、認知症状のある高齢者やその家族への支援に関する様々な支援事業を行っております。また、認知症高齢者等の安全確保と家族への精神負担の軽減を図るため、「認知症高齢者等ひとり歩きSOSネットワーク事業」を実施しております。

このネットワークは、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を受けて早期に発見できるよう、関係機関や協力事業者との支援体制の構築を行うものです。

■「認知症高齢者等ひとり歩き SOS ネットワーク」連絡イメージ



ネットワークの事前登録の受付をいたします

ひとり歩きのおそれがある高齢者等の家族には、ネットワークへの事前登録をおすすめします。高齢者等が行方不明になった場合に、家族からの連絡を受けて、市から関係機関や協力事業者へ、高齢者等の名前や特徴、写真などの情報が送信されます。

事前登録しておくことで、行方不明になったときに、情報を速やかに送信することができます。

※事前登録がない場合でも、ネットワークを利用することができます。

対 象 者	おおむね 65 歳以上の高齢者等で、認知症等によりひとり歩きのある方。
登録方法	・「摂津市認知症高齢者等ひとり歩きSOSネットワーク事業登録申請書」 ・顔写真と全身が写っている写真をそれぞれ1枚ずつ(L版 89×127mm程度のもの)を持参して、高齢介護課高齢福祉係の窓口までお越しください

認知症高齢者等ひとり歩き見守り支援シール

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

認知症状があり、ひとり歩きの不安がある方に対して、ひとり歩きの際に、少しでも早く家族等の介護者の元に戻ることができるよう、見守り支援シールを交付しています。

対象者	認知症状があり、ひとり歩きの不安がある方
内 容	・12枚1セットの見守り支援シールを配付します。 ・シールは、杖や財布など、日頃持ち歩く際に利用するものに貼り付けます。(衣服などへの貼り付けはできません) ・ひとり歩きを発見した人がシールを読み取ると、現在地と簡単なメッセージの送信ができる専用サイトにつながります。流れに沿って情報を送信いただくと、事前に登録いただいた家族等のメールに、本人の現在地とメッセージが送られます(情報のやり取りは匿名で行われます)。
費 用	無 料
その他	・メールアドレスの登録が必要です。 ・シールの有効期間は登録から1年間です。 ・申請後にシールの発注をするため、後日、シールを受け取りに来ていただく必要があります。シールのお渡しの際に、あわせて利用登録について説明します。 ・右記記載のQRコードを読み取っていただくと、デモ画面を確認することが出来ます。



「ひとり歩き」について

以前まで、認知症の方のひとり歩きのことを「徘徊」と表現することがありました。しかし、「徘徊」という言葉には、「目的もなく、うろうろと歩きまわること」という意味があること、また認知症の方の外出の多くはご本人なりの目的や理由があることから、認知症の方のひとり歩きを「徘徊」と表現するのは、認知症の方の外出の実態とは異なります。そのためここでは、「徘徊」という表現を使用せず、「ひとり歩き」という表現を使用しています。



認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練

地域包括支援センター(06-6383-1377)

摂津市認知症支援プロジェクトチームでは、令和3年度から市内各小学校区等で認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練の開催に取り組んでいます。認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練では、認知症の方がひとり歩きによって行方不明になったときを想定し、声かけなどの役割を体験していただきます。お近くで開催される機会には、ぜひご参加ください。

※摂津市認知症支援プロジェクトチームとは…

平成22年に発足し、認知症支援にかかわる関係者などで構成され、認知症の方やそのご家族が地域で安心して暮らしていくための支援体制を検討しています。

成年後見制度

市役所 高齢介護課 高齢福祉係

地域包括支援センター(06-6383-1377)

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分な方を支援するための制度で、家庭裁判所へ手続きをすることにより、家庭裁判所で選任された後見人等本人のかわりに契約行為や財産管理を行うなどして本人の権利を守ります。

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3種類があり、援助の内容もそれぞれ異なります。

高齢福祉係や地域包括支援センターでは、成年後見制度についてのご案内をしています。

日常生活自立支援事業

地域福祉活動支援センター Ⅰ階

社会福祉協議会(06-4860-6460)

日常生活自立支援事業は、認知症や知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

サービスの内容	
福祉サービスの利用援助	・介護保険などの福祉サービスで何が利用できるかわからない ・福祉サービスを利用したくても手続きが複雑で一人では難しい など
日常の金銭管理	・自分で銀行や郵便局に行って、生活費を引き出すのが難しい ・生活費が計画的に使えないので誰かに金銭の管理をして欲しい など
通帳や書類、はんこなどの預かり	・通帳や印鑑など、どこに置いたか忘れてしまう ・大事な貯金や、家の権利書など誰かに取られないか心配 など



ここからのページは民間サービスのご紹介となります。

詳細については、各店舗等に直接お問い合わせください。

市で行っているサービスではないため、

市ではご回答できませんので、あらかじめご了承ください。



買い物支援サービス



自分で買い物は行けるが、重たいものは運んでほしいとき

摂津市内では、店舗で購入したものをご自宅まで配達してくれるお店があります。

配達エリアや配送料などは店舗ごとに異なりますので、詳細は各店舗にご確認ください。

お店の名前	お店の住所	電話番号	配達エリア(参考)
阪急オアシス 千里丘店	千里丘東 2-10-1	072-627-9234	学園町・北別府町・香露園・桜町・正雀・ 正雀本町・庄屋・昭和園・鶴野・三島・新 在家・千里丘・千里丘東・鳥飼野々・鳥 飼八防・東正雀・東別府・南千里丘
ライフ正雀店	正雀本町 1-1-39	06-6381-4931	
オークワ 南摂津店	東一津屋 4-10	06-6827-5800	安威川より南の地域 (詳細住所は確認してください)
サボイ鳥飼	鳥飼本町 1-11-46	072-654-9466	鳥飼本町・鳥飼上・鳥飼下・鳥飼西・鳥 飼新町・鳥飼野々・新在家の一部 柱本方面の一部

インターネットで注文して、配送してほしいとき

配達エリアや配送料などは店舗ごとに異なります。

また利用には会員登録が必要であるなど、利用方法は各社ホームページでご確認ください。

各店舗の名前で検索するか、下記の QR コードをスマートフォン等のカメラで読み取ると、ご確認いただけます。

なお、【摂津市 ネットスーパー】等で検索していただくと他の事業者もご確認いただけます。

◆ ライフネットスーパー



◆ イオンネットスーパー



◆ 大阪よどがわ市民生活協同組合



※大阪よどがわ市民生活協同組合は、電話、FAX、紙の注文書での注文も可能です。



支え合いの活動



会員間の支え合い活動

生活のちょっとした困りごとについて、会員同士での支え合いによりサポートを行う活動があります。加入方法や仕組みについて、詳しくは各団体にお問い合わせください。

【ナルク茨木・摂津拠点】	
ナルクは、会員同士の助け合いのシステムで、ボランティアした時間がポイントになり、必要になったときはポイントを使って支援を受けることができます。	
会員になるには	① 「ナルク茨木・摂津拠点(おしどりの会)」にお電話ください。 ② 「申し込み用紙」をお送りします。必要事項を記入し、ナルク本部にお送りください。 ③ 年会費 3,000 円を支払っていただきます。 ④ ナルク本部から会員証を郵送します。
費用	年会費:3,000 円(1 人でも夫婦でも同じ金額です) ※支援を受けるときには、ポイントを使うことになります。ポイントがない場合は、ご相談ください。 ※交通費が発生する場合は、利用される方の負担になります。
支援内容	・庭の手入れ ・話し相手 ・外出の付き添い ・衣替えのお手伝い ・掃除 ・その他、家事一般 など…
連絡先	ナルク茨木・摂津拠点(おしどりの会) 電話:072-620-6088(月曜日～金曜日の 9 時半～16 時半) ※土・日・祝は休み 住所:茨木市東中条町 1-6 あいおいニッセイ同和損保介護研修センター3F
その他	・ナルクは、会員同士の助け合いをおこなっています。元気なうちに、自分のため、他人のため、地域のために、一緒に活動をする会員を募集しています。 ・助け合いや地域交流だけでなく、いろんなサークル活動や、研修などの機会を設けています。

【大阪よどがわ市民生活協同組合】	
大阪よどがわ市民生活協同組合では、生協組合員同士でお互いのくらしを支え合う互助組織である「くらしの助け合いの会『ほのぼの』」で家事支援などを行っています。	
費用	活動に対する費用は、1 時 900 円(ただし、草抜き・大掃除などは 1,000 円)。 別途、運営協力金として、活動者・利用者ともに 1 時間ひとりにつき 50 円が必要です。 また、交通費が発生した場合は、利用される方の実費負担です。 年会費:1,000 円
支援内容	・買い物 ・食事作り ・掃除 ・洗濯 ・外出時の付き添い ・話し相手 など…
連絡先	大阪よどがわ市民生協 組織部 電話:06-6319-5619(月曜日～金曜日の 9 時～17 時) 住所:吹田市幸町 4-1
その他	・大阪よどがわ市民生活協同組合の組合員が対象です。 ・年 4 回程、会員同士の交流会を行っています。また、活動を知らせる瓦版の「ほのぼのにゅーす」を発行し、お届けしています。

【摂津市社会福祉協議会】

摂津市社会福祉協議会では、市民同士の支え合いの取組として有償ボランティア活動「よりそいクラブ」を実施しています。

費用	500 円/回・人(1 回あたりの活動は 30 分以内) ※ただし、大掃除や大型ごみ出し等で 2 人以上での作業が必要な場合には、2 人分の活動費用として、1,000 円/回になります。
曜日・時間	平日の 10 時から 16 時まで ※ただし、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)はお休みです。
支援内容	・ベランダや玄関の掃除 ・部屋の掃除 ・ごみ出し(大型ごみも可) ・椅子にのって行う作業(電球交換や天袋の荷物の出し入れ) など
連絡先	摂津市社会福祉協議会 地域福祉課 地域係 生活支援コーディネーター 電話:06-6155-6140
その他	・「よりそいクラブ」の活動は、依頼を受けてから担い手の調整を行うので、内容や地域に応じて実施までにお時間を頂く場合がございます。 ・掃除道具や必要な洗剤などは、依頼をする人がご用意ください。 ・摂津市社会福祉協議会では、「よりそいクラブ」で活動をしてくださるクラブ員を随時募集しています。活動を考えている方は、ご相談ください。

【生活支援コーディネーターについて】

生活支援コーディネーターは「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、誰もが高齢になっても安心して暮らし続けられるよう、住民や事業所の皆さんなどと協力しながら、介護予防や生活支援ができる地域づくりに取り組んでいます。

「よりそいクラブ」のように、高齢者の困りごとを把握して手助けや支え合いの仕組みを作る以外にも、サロン活動や集いの場など高齢者に役立つ情報を集めて紹介するなどの取組をしています。

生活支援コーディネーターは、インターネットで活動の発信をしています。
興味のある方は、二次元バーコードからご覧ください。

(インスタグラム)



(フェイスブック)





摂津市ボランティアセンター



ボランティアセンターは、誰でも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目的に、市民のみなさんが様々なボランティア活動に参加していただけるよう、ボランティアに関する各種事業を行っています。

ボランティアに関する相談

「ボランティア活動をはじめたい」、「どのような活動があるのか」等の相談に応じて、ボランティア登録、活動の紹介を行います。

主なボランティア活動の内容

- ・リフト付き車両による送迎
- ・地域の認知症ご本人やそのご家族の支援
- ・空き家を利用したつどい場
- ・ちょっとした困りごとの支援
- ・手話や趣味を活かした活動 など



お問い合わせ

摂津市ボランティアセンター

電話：06-6318-1128

e-mil: settu-vcenter@settusisyakyou.or.jp



介護タクシー

【一般社団法人 関西介護タクシーネットワーク】

関西介護タクシーネットワークでは、車いす等利用者のご家族の自由な移動のお手伝いをします。

連絡先	【配車センター窓口】 摂津配車センター 0120-294-108 (24 時間受付)
その他	費用等、詳細については直接記載の連絡先へお問い合わせください。



令和 6 年 4 月 18 日発行
摂津市 保健福祉部 高齢介護課

〒566-8555

摂津市三島1丁目1番1号

電話 06-6383-1111 (大代表)

072-638-0007 (代表)

06-6383-1379 (介護保険係 直通)

06-6170-1561 (高齢福祉係 直通)

FAX 06-6383-9031

ホームページ <http://www.city.settsu.osaka.jp/>